

平成31年度 木材加工用機械作業主任者技能講習のご案内

登録教習機関 岐阜労働局登録第4号
平成36年3月31日まで有効
主催 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部

木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし携帯用のものを除く。）を5台以上（当該機械のうち自動送材車式帯のこ盤がが含まれている場合には、3台以上）有する事業場は、労働安全衛生法で木材加工用機械作業主任者を選任しなければならないこととなっています。

作業主任者は、木材加工用機械作業主任者技能講習を修了した者でなければならないと規定されています。

下記により技能講習を開催しますので、作業主任者を選任または補充されていない事業所は、この機会に是非受講されますようご案内いたします。

記

- 1. 実施月日 別記「講習開催日及び日程等」のとおり
- 2. 場 所 (高山) 県森連飛驒林産物共販所 高山市新宮町112-7
(岐阜) ぎふ森林文化センター 岐阜市六条江東2-5-6
- 3. 定 員 各講習時期共30名（定員になり次第締め切ります。）
なお、申込者が少ない場合は取りやめることもあります。
- 4. 受講資格 木材加工用機械の作業に3年以上従事した経験を有する者
(職業能力開発促進法での養成訓練を終了した者等には、受講の一部免除規定があります。詳しくは問合せ先までお問い合わせください。)
- 5. 修了証 所定の講習を受講され、修了試験で規定の成績を得られた方には修了証を交付します。

6. 受講料 17,280円 (15,120円+テキスト代2,160円) 消費税8%含む
*【消費税10% 17,600円 (15,400円+テキスト代2,200円)】

*受講料一部免除の方は11,880円 (9,720円+テキスト代2,160円) [消費税8%含む]

*受講料は受講票を受領後開催日3日前までにお振込みください。

*受講料の振込先 十六銀行 六条支店 普通 1301420
林業労働災害防止協会岐阜県支部

*10月～消費税10%に上がりましたら受講料変わりますのでご注意ください。

7. 申込方法 受講希望者は、受講申込書に必要事項を記入し、添付書類を同封のうえ郵送にてお申込みください。必ず3年以上の経験について事業主の証明を受けてください。

*添付書類等

- ・顔写真(ﾀ3.0cm/ｺ 2.5cm) 三分身・正面・無帽・背景無地…1枚 (受講申込書)
- ・自動車運転免許証の表裏写し…1枚 (住民票の現住所が確認できる公的書類)

*都合により欠席される場合でも受講料はお返しできません。

8. 講習会の申込先/問合せ先

〒500-8356 岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター3F
林業労働災害防止協会岐阜県支部
TEL 058-275-0192 FAX 058-201-1195

【講習開催日及び日程等】

講習時期	開催日	開催場所
8月講習	平成31年8月22日(木)～23日(金)	高山
1月講習	平成32年1月15日(水)～16日(木)	岐阜

*申込み締め切りは各講習会初日の10日前です。

	時間	科目
第1日目	8:30～8:40	・オリエンテーション
	8:40～17:40 (昼食休憩を含む)	・木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 (6.0時間) ・木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 (2.0時間)
第2日目	8:30～17:30 (昼食休憩を含む)	・作業の方法に関する知識 (5.0時間)
		・関係法令及び災害事例 (2.0時間)
		・修了試験

*駐車場が狭いので出来るだけ相乗りをお願いします。